

住宅再建資金の融資に対する利子補給について

2024.04.01

新潟市では、令和6年能登半島地震で被災された皆様の生活再建を支援するため、市内で住宅の建設・購入・補修を行うための資金の借入れに対する利子の補給を行います。

対象者

地震災害により被災した方を対象に実施される再建資金の融資のうち、市内において自ら居住するための住宅の建設、購入又は補修のための資金の融資を受けた方で、次の項目すべてに該当する方が対象となります。

- ・交付申請時に新潟市に住所を有する方
- ・令和6年1月1日から令和8年12月31日までに上記に掲げる住宅再建融資（住宅金融支援機構にあっては災害復興住宅融資）を受けた方
- ・地震災害に係る罹災証明書（住家の被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に限る）の発行を受けた方又は被災時に同一世帯の方

対象金融機関

住宅金融支援機構又は市内に支店若しくは本店のある金融機関

住宅再建融資の限度額

借入額のうち、利子補給の対象となる住宅再建融資の限度額

区分	限度額
住宅の建設、購入	1件あたり 11,000,000円まで
住宅の補修	1件あたり 5,900,000円まで

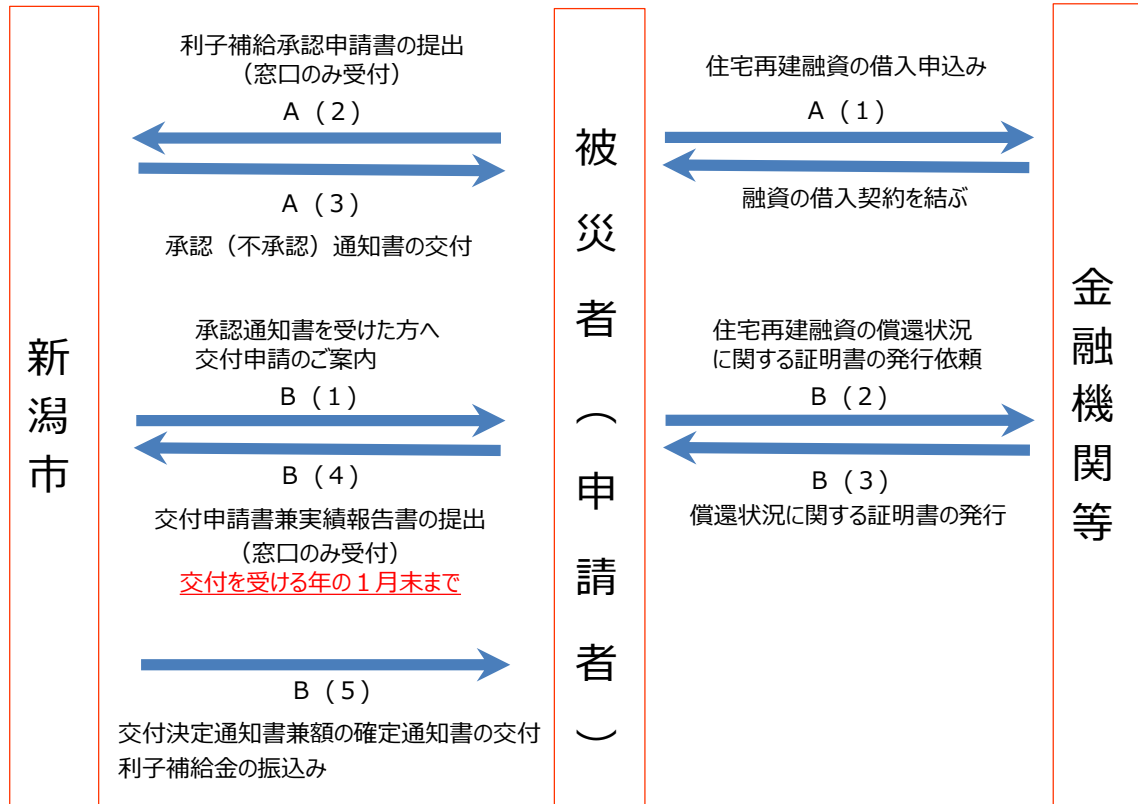
利子補給額

貸付利率の1%を上限として、金融機関等に支払った利子相当額を補給します。

利子補給期間

融資を受けた日から5年間

手続きの流れ



A. 利子補給の承認申請手続き

- (1) 申請者は、金融機関等と住宅再建融資の借入契約を行います。
- (2) 申請者は、利子補給の承認申請書（別記様式第1号）を建築行政課窓口へ提出します。
（申請に伴う添付書類：金銭消費貸借借書の写し、償還予定表の写し、罹災証明書の写し※）
※住家の被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊に限ります。
- (3) 市は、申請内容を審査し、利子補給承認（不承認）通知書を申請者へ交付します。

B. 交付申請兼実績報告手続き

- (1) 市は利子補給の承認通知書を受けた方へ、交付申請兼実績報告のご案内を送付します。
- (2) 申請者は、金融機関等に前年分の償還状況に関する証明書の発行を依頼します。
- (3) 金融機関等は、申請者に償還状況に関する証明書を発行します。
- (4) 申請者は、交付申請書兼実績報告書（別記様式第3号）を建築行政課窓口へ提出します。
（申請に伴う添付書類：金融機関等の前年分の償還状況に関する証明書の写し）
- (5) 市は、交付決定通知書と補給金を交付します（補給金は口座振込です）。

➡ Bの手続きは、5年間繰り返します。

申請窓口・問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階
TEL：025-226-2837（直通）
E-mail：kenchiku@city.niigata.lg.jp
HPアドレス：<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/juutakusoudan/2024notorishi.html>

